

◎子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）の支給要件

「養育要件」の1～5のいずれかに該当し、かつ「所得要件」のA、Bのいずれかに該当する場合、子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）の支給対象となります。

養育要件（1～5のいずれかに該当）

令和3年3月31日時点で18歳未満の児童（特別児童扶養手当受給している場合は、20歳未満）を養育する以下の1～5のいずれかに該当する父母等の方

※令和4年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。

1	児童手当受給者	令和3年4月分の児童手当（特例給付を含む。）の受給者の方
2	特別児童扶養手当受給者	令和3年4月分の特別児童扶養手当の受給者の方
3	新規児童手当受給者	次の①②のいずれかに該当する方 ①令和3年5月から令和4年3月までのいずれかの月の分の児童手当（特例給付を含む。）の受給資格の認定を受けた方 ②児童手当の額の改定の認定を受けた方
4	新規特別児童扶養手当受給者	次の①②のいずれかに該当する方 ①令和3年5月から令和4年3月までのいずれかの月の分の特別児童扶養手当の受給資格の認定を受けた方 ②特別児童扶養手当の額の改定の認定を受けた方
5	その他対象児童の養育者	養育要件1～4以外の方で、次の①②のいずれかに該当する方 ①令和3年3月31日において、平成15年4月2日から平成18年4月1日までの間に出生した児童を養育する方であって、日本国内に住所を有する方 ②令和3年4月1日以後に、当該児童を養育し、日本国内に住所を有することになった方

※施設等設置者の方や、小規模住居型児童養育事業を行う方、法人である未成年後見人の方は対象外（里親の方は対象です。）

所得要件（A、Bのいずれかに該当）

A	令和3年度分の市町村 村民税均等割が非課税である者	次の①②のいずれかに該当する方 ①地方税法の規定による令和3年度分の市町村村民税均等割が課されていない方 ②市町村の条例で定めるところにより当該市町村村民税均等割を免除された方
B	令和3年1月以降の 家計急変者	所得要件A以外の方で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降の家計が急変し、令和3年度分の市町村村民税均等割が非課税である者と同様の事情にあると認められる次の①②のいずれかに該当する方 ①1年間の収入見込額（令和3年1月から令和4年2月までの任意の1か月の収入に12を乗じて得た額をいう。）が、市町村村民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下である方 ②1年間の所得見込額（1年間の収入見込額（上記①）から1年間の経費等の見込額を控除して得た額をいう。）が、市町村村民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下である方